

条例のポイント



1

「ソーシャル・インクルージョン」の考え方に立って就労を希望する全ての都民を支援します。

条例では「ソーシャル・インクルージョン」を、都と都民、事業者等が相互に理解を深め、社会の一員として共に活動しながら支え合うこととしています。

2

就労に困難を抱える方に対して、その方の配慮すべき実情等に応じた支援を行います。

都は、就労を希望する都民に向けて、就労に関する相談、情報提供、職業能力開発等の支援を実施します。様々な理由から就労に困難を抱える方に向けては、それぞれの実情等を的確に受け止め、それに応じた支援をしていきます。

3

事業者に対して、事業者が従業員の雇用及びその継続等を実施するに当たり、就労に困難を抱える方の配慮すべき実情等に応じて行われるよう支援します。

都は、事業者に対して、雇用とその継続に関する相談、情報提供、職場環境整備等の支援を実施します。さらに、就労に困難を抱える方の雇用とその継続が、それぞれの実情等に配慮して行われるよう事業者を支援していきます。

4

就労に困難を抱える方が働く新たな枠組みである「ソーシャルファーム」の創設や活動を促進することを通じて、就労支援を効果的に実施します。

都は、ソーシャルファームの創設や活動を支援するため、支援対象となるソーシャルファームを認証します。このため、今後、認証基準や支援策をとりまとめ、指針として公表していきます。



ソーシャルファーム

「ソーシャルファーム」とは、自律的な経済活動を行いながら、就労に困難を抱える方が、必要なサポートを受け、他の従業員と共に働いている社会的企業のことです。今後都は、ソーシャルファームの創設や活動を促進していきます。

就労に困難を抱える方を多く受け入れる社会的企業「ソーシャルファーム」は、1970年代にイタリアで誕生しました。

海外には、「ソーシャルファーム」と呼ばれる社会的企業が多数存在しています。現在では、ドイツ、イギリス、フランスなどに広がり、ヨーロッパ全体で約10,000社、また、韓国でも約2,000社が存在します。

主として障害のある方など、就労に困難を抱える方が、他の従業員と一緒に仕事をする場として発展しています。



条例において、ソーシャルファームは、以下の事項を満たす社会的企業と規定しています。

- ① 事業からの収入を主たる財源として運営していること
- ② 就労に困難を抱える方を相当数雇用していること
- ③ 職場において、就労に困難を抱える方が他の従業員と共に働いていること

都が支援対象として認証するソーシャルファームの認証基準は、今後策定する指針等においてとりまとめます。



その他条例に規定していること

● 都民、事業者、区市町村の役割について規定しています。

都民や事業者は、条例の基本理念に理解を深め、区市町村は、地域の特性等に応じた就労の支援に取り組み、あわせて、都が実施する就労の支援に係る施策等に協力するよう努めることとしています。

● 計画の策定や施策の検証について規定しています。

都は、就労の支援に関する施策等を推進するため、事業の計画を策定します。

また、都は、事業の計画に基づく就労支援施策の実施状況を公表するとともに、関係機関等の意見を聴きながら検証を行い、施策に反映するよう努めることとしています。